

工業用水道料金算定要領

〔平成 25 年 2 月 19 日〕
経済産業省告示第 19 号
最終改正 令和 7 年 5 月 30 日
経済産業省告示第 81 号

第一 基本原則

- 一 工業用水道事業者が供給規程に定める工業用水の料金（以下「料金」という。）は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとなるよう算定するものとし、かつ、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものであってはならない。
- 二 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条第 2 項の規定による認可の申請（以下「申請」という。）に当たっては、本要領の定めるところにより料金の算定を行うものとする。なお、申請が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 6 項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る場合においても同様とする。
- 三 工業用水道事業法施行規則（昭和 33 年通商産業省令第 84 号）第 10 条第 1 項第 1 号に規定する料金に関する説明書については、別添様式によるものとする。
- 四 地方公共団体たる工業用水道事業者が供給規程に料金を定めようとするときは、本要領に定めるところを参照して当該料金の算定を行うことができるものとする。

第二 算定期間

標準的な料金算定期間は、5 年間とする。ただし、料金の算定を行おうとする工業用水道事業者であってその営む工業用水道事業の特殊性、各費用の変動の状況等に鑑みこれによることが適当でないと認められる者にあつては、合理的な期間を設定できることとする。

第三 総括原価

総括原価は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とし、能率的な経営の下における適正な営業費用に工業用水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる営業外費用、法人税等、資産維持費及び配当金を加えた額から、控除項目の額を控除して算定するものとする。ただし、工業用水道事業者の責に帰することのできない理由によるものであると認められる累積欠損金（直近の事業年度の決算において、工業用水道事業から生じた欠損金額の累積額が繰越利益剰余金及び利益積立金の合計額を越える場合におけるその超える部分の金額をいう。）があるときは、当該金額を総括原価に加えることができるものとする。

一 営業費用

営業費用は、人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、負担金その他の維持管理費及び減価償却費の合計額とする。

(1) 人件費

人件費は、給料、手当、賃金、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とする。

ア 人件費は、過去の実績及び料金算定期間中の事業計画を考慮して、効率的な人員配置に基づいて適正に算定した額とする。

イ 退職給付費は、料金負担の期間的公平を図る見地から、単に料金算定期間中の支払所要額を基準とするのではなく、退職給付引当金を考慮した一定の基準により算定するものとする。

(2) 動力費

動力費は、個別施設ごとの適正な稼働計画に基づく契約電力にその 1 キロワット当たりの価格（以下「契約電力単価」という。）を乗じた額及び使用電力量にその 1 キロワット時当たりの価格（以下「使用電力量単価」という。）を乗じた額等を合算して得た額とする。なお、契約電力単価及び使用電力量単価は、申請の日の属する月の前月の末日におけるものとするが、契約電力単価又は使用電力量単価の改定が確実に見込まれる場合は、改定後の契約電力単価又は使用電力量単価とすることができるものとする。

(3) 薬品費

薬品費は、給水計画、原水の水質の実態、給水の水質基準（供給規程に定められている場合に限る。）及び過去の実績等を考慮した適正な薬品の使用量に当該薬品の単価を乗じて算定した額とする。

(4) 修繕費

修繕費は、建物、構築物、機械及び装置等（以下「施設等」という。）の部門別に、過去の実績及び施設等の様態等を総合的に勘案し、当該施設等の適正な維持のために通常要すると見込まれる修繕費用を算定した額の合計額とする。ただし、施設等の部門別に算定することが困難な場合にあっては、個別施設ごとの費用を適正に合算して算定することができる。なお、これらの方法によることができない場合は、減価償却資産の総額を基準として過去の実績等を勘案して適正な率を乗じて算定することができるものとする。

(5) 受水費

受水費は、料金算定期間中の給水計画に基づいた適正な受水量に適正な単価を乗じて算定した額とする。

(6) 負担金

ダム負担金等の負担金は、負担割合に応じ適正に算定した額とする。

(7) その他の維持管理費

光熱水費、備用品費、通信運搬費等(1)から(6)までに含まれない費用は、その他の維持管理費とし、過去の実績、将来の事業計画及び各費用の性質等を勘案して適正に算定した額とする。

(8) 減価償却費

減価償却費は、料金算定期間を通じて存する減価償却資産の取得価額及び料金算定期間中に増加する減価償却資産の期間計算を行った取得価額の合計額に対し、原則として定額法により適正に算定した額とする。

二 営業外費用

営業外費用は、支払利息及びダム等水源施設費引当金の合計額とする。

(1) 支払利息

支払利息は、企業債利息及び同取扱諸費並びに資金計画に基づいて適正な条件で算定された一時借入金及び他会計借入金の利息の合計額とする。

(2) ダム等水源施設費引当金

ダム等水源施設費引当金は、建設に着手したダム等水源施設（河川法（昭和 39 年法律第 167

号) 第 23 条の規定による流水の占用の許可によって生ずる権利を有している施設に限る。) の総工事費のうち、工業用水道事業に係る負担金総額の 2/100 (有収率 (契約水量を計画給水能力で除した数値をいう。) が 70 パーセント未満の事業にあっては、2/100 に有収率を乗じた数値) に相当する額以下とする。

三 法人税等

法人税等は、法人税法、地方法人税法及び地方税法により算定した額とする。

四 資産維持費

資産維持費は、将来にわたり必要な規模で工業用水道事業を維持するために、事業用資産の建設、改良又は再構築等に充当されるべき額とし、適正かつ効率的、効果的な事業計画に基づいて算定するものとする。なお、資産維持費を総括原価に加えるに当たっては、不断の経営効率化努力、経営状態等の公開、適正かつ効率的、計画的な更新・耐震化計画及び資金計画の策定並びにこれらに伴う料金改定に関する需要者への説明と理解を前提とすることとする。

五 配当金

配当金は、料金算定期間中の資金計画等を勘案して適正に算定した額とし、需要者への説明と理解を前提とする。

六 控除項目

控除項目の額は、過去の実績、料金算定期間中の事業計画等を勘案して適正に算定した諸手数料その他事業運営に伴う関連収入 (補助金により取得し又は改良した資産の償却に伴い収益化する長期前受金戻入額 (以下「長期前受金戻入額」という。) を含む。) 及び資産維持費 (当該料金算定期間以前の料金算定期間におけるものを含む。) の額の累積額のうちその一部又は全部を充当して建設、改良又は再構築される固定資産 (当該料金算定期間以前に建設、改良又は再構築されたものを含む。) に係る当該充当額を、当該固定資産の取得価額で除した値に、当該固定資産に係る減価償却額を乗じた金額の合計額とする。

第四 料金の決定

料金は、定額制又は定率制をもって定めるものとする。この場合において、決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとする。なお、料金算定期間中の年平均有収率 (各年度の契約水量を給水能力で除した数値を平均したものをいう。) が 70/100 未満の事業にあっては、次式による計算を行って料金を算定することができるものとする。

$$\text{料金} = \frac{(\text{経費} + (\text{減価償却費} - \text{長期前受金戻入額} + \text{支払利息}) \times \text{年平均有収率} \times 100 / 70 + \text{法人税等} + \text{資産維持費} + \text{配当金}) - (\text{控除項目合計額} - \text{長期前受金戻入額})}{\text{契約水量}}$$

$$\text{経費} = \text{人件費} + \text{動力費} + \text{薬品費} + \text{修繕費} + \text{受水費} + \text{負担金} + \text{その他の維持管理費}$$

第五 撤退負担金

一 料金の算定は、過去の実績及び合理的な需要予測に基づく施設計画、事業計画及び資金計画等を前提とするが、料金の算定後、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、撤退負担金の導入を検討することが望ましい。

二 撤退負担金の額は、現行料金の前提となっている費用及び算定期間に応じて、工業用水道事業者が当該需要者の契約水量に基づき、施設の建設、改築又は再構築のために整備した償却資産の残存価値相当額を基本とし、需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収するものとする。

三 撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、当該需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うこととする。

附則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この告示は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附則

この告示は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

別添様式

料金説明資料

(事業名)

(事業体名)

「料金説明資料」記入上の注意

1. 直近の決算書を添付すること。
2. 図面・地図等（取水場、浄水場、導管等の施設が明記され、かつ、施設全体の地理的な位置が分かりやすいもの）を添付すること。
3. 金額は、消費税抜きの額とする。ただし、資本的収支等については消費税込みの額とすることができる。（この場合においては、資金収支表及び資本収支表の空欄に「消費税資本的収支調整額」を記入することによって、消費税抜きの収支差額が算出されるようにすること。）
4. 各表に記入する金額等は、料金算定期間における見込額及び料金算定期間の直前 2 年間の実績額（又は実績見込額）とする。なお、年度の途中で設定・改定する場合には、同一年度のうち料金算定期間に含まれない期間の金額等を、料金算定期間における金額等と区別して記入すること。
5. 費用項目等を追加する場合は、各表の空欄に記入すること。また、積算内訳の様式が示されてない費用項目については、他の費用項目の様式に準じて作成すること。
6. 公共施設等運営事業の場合は、適切な費用項目等を各様式に準じて作成すること。
7. 用紙の大きさ（添付資料を含む。）は、日本工業規格 A4 とする。

1. 事業概要

事業名等		(事業名)					(事業体名)					
項目												
(1)給水区												
(2)地域・事業区分		地域区分 (四大工業地帯, 新産・工特・その他地域)					事業区分 (地盤沈下対策事業, 基盤整備事業)					
(3)工期		年度～年度										
(4)水源名		(表流水, 伏流水, 下水処理水, 地下水, その他)										
(5)取水量		最大 $\text{m}^3/\text{日}$ (m^3/sec)										
		平均 $\text{m}^3/\text{日}$ (m^3/sec)										
(6)給水能力		現在の給水能力 $\text{m}^3/\text{日}$ 計画給水能力 $\text{m}^3/\text{日}$ (平成 年 月完成予定)										
(7)事業費		費用負担内訳等		建設(創設)工事費 (千円)		拡張工事費 (千円)		改築工事費 (千円)		合計 (千円)		
		国庫補助金										
		企業債										
		他会計補助・出資金										
		他会計借入金										
		受水者負担										
		自己資金										
		計 (総事業費)										
(8)給水開始		一部 H 年 月 日		(全部給水予定: 平成 年 月 日)								
全部 H 年 月 日												
(9)ダム等 共同事業の内容	ダム等名称											
	工期		年度～年度									
	事業主体											
	共同事業者											
	総事業費											
	分担率		治水 %		発電 %		上水 %		農業 %			
			工水 % (うち, 当工水道 %)		その他 %							
	分担額		治水 千円		発電 千円		上水 千円		農業 千円			
		工水 千円 (うち, 当工水道 千円)		その他 千円								

(注) 1 「(2)地域・事業区分」及び「(4)水源名」の () 内は、該当するものを○で囲むこと。
2 「(7)事業費」中の拡張及び改築工事中の事業については、算定期間の直前の年度までの金額とする。

2. 人員配置

- (1) 当該事業の属する部局の組織図と人員配置
(損益勘定所属職員は○で、資本勘定所属職員は () で囲むこと。)
- (2) 当該事業の施設別、年度別人員数 (損益勘定所属職員数) の推移

施設等		年度	(前々年度)	(前年度)							
取水	取水場										
浄水等	浄水場										
業務・総係		公庁									
合計											
平均年齢 (才)											
人員増減等の説明											

3. 給 水 計 画

(単位：m³/日)

年 度		(前々年度)	(前年度)					
項 目								
給 水 能 力	(A)							
契 約 水 量	(B)							
有 収 率(%)	(B/A×100)							
平均実給水量	(C)							
実 給 水 率(%)	(C/B×100)							
給 水 先 数								
給 水 先 名	業 種							
合 計								

4. 料 金

(1)料金に関する説明

イ．事業のこれまでの経緯及び現在の経営状況

ロ．改定（設定）理由（箇条書き）

ハ．累積欠損金発生理由及び今後の対応（箇条書き）

(2)料金原価計算

項目	前年度決算（見込） (年 度)		算定期間総額 (年 月 ～ 年 月)		備考
	金額（千円）	単価	金額(千円)	単価	
営業費用 A					
維持管理費					
人件費					
動力費					
薬品費					
修繕費					
受水費					
負担金					
その他管理費					
減価償却費等					
営業外費用 B					
支払利息					
法人税等 C					
資産維持費 D					
配当金 E					
費用計 A + B + C + D + E = F		—		—	
控除項目 G		—		—	
総括原価 F - G = H		—		—	
水量（千m ³ ） I		—		—	
料金 = $\frac{H}{I}$					

- (注) 1 金額は、消費税抜きで記入すること。
2 単価は、各項目を水量で除したもので、円単位である。
3 料金は、小数点以下第2位を切り上げし、小数点以下第1位まで記入すること。
4 水量は、事業者が定める料金体系の基礎となる適切な量とすること。

項 目	現 行	改定（設定）案	備 考
基本料金（円／m ³ ）			アップ率（%）
特定料金（円／m ³ ）			アップ率（%）
実 施 時 期	年 月 日	平成 年 月 日	

5. 収 支 状 況

(1) 損 益 収 支

(単位：千円)

年 度		年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
項 目		(前々年度)	(前年度見込み)							
収 入	営 業 収 益			()	()	()	()	()	()	
	料 金 収 入			()	()	()	()	()	()	
				()	()	()	()	()	()	
	営 業 外 収 益			()	()	()	()	()	()	
	受 取 利 息			()	()	()	()	()	()	
	他 会 計 補 助 金			()	()	()	()	()	()	
	長 期 前 受 金 戻 入			()	()	()	()	()	()	
	経 常 収 益 A			()	()	()	()	()	()	
支 出	維持管理費									
	人 件 費									
	動 力 費									
	薬 品 費									
	修 繕 費									
	受 水 費									
	負 担 金									
	その他管理費									
	減 価 償 却 費									
	支 払 利 息									
	経 常 費 用 B									
経常損益 A－B＝C				()	()	()	()	()	()	
特別損益 D										
純 損 益 C＋D				()	()	()	()	()	()	
資産維持費				()	()	()	()	()	()	
(利益剰余金処分額からの補填財源使用額)										
累積剰余金 (△欠損金)				()	()	()	()	()		

(注) () 内は、料金改定後の金額を記入し、下段は料金改定をしない場合の金額を記入すること。以下、各表とも同じ。

(2) 資 金 収 支

(単位：千円)

年 度		年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
項 目		(前々年度)	(前年度見込み)							
収 入	料 金 収 入			()	()	()	()	()	()	
	他会計補助金									
	他会計借入金									
	その他の収入			()	()	()	()	()	()	
	収 入 計 A			()	()	()	()	()	()	
支 出	維持管理費									
	支 払 利 息			()	()	()	()	()	()	
	企業債償還金									
	他会計借入金 返還金									
	改 良 費 (料金等で賄う部分)									
	支 出 計 B			()	()	()	()	()	()	
差 引 A－B				()	()	()	()	()	()	
資金残累計 (△不足)				()	()	()	()	()		

(単位：千円)

(単位：千円)

(单位:千元)

(注) 備考欄に繰入元の会計名、繰入れの理由を記入のこと。

ハ. 他会計借入金

(単位: 千円)

年 度 項 目	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考

(注) 備考欄に借入元の会計名、借入れの理由、条件を記入のこと。

ニ. その他収入

(単位: 千円)

年 度 項 目	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
営 業 収 益			()	()	()	()	()	()	
			()	()	()	()	()	()	
			()	()	()	()	()	()	
	計		()	()	()	()	()	()	
営 業 外 収 益									
			()	()	()	()	()	()	
			()	()	()	()	()	()	
	計		()	()	()	()	()	()	

(注) 損益及び資金収支表に記入した収入で、イ、ロ及びハに記入されないすべての収入（特別利益を除く）を記入すること。

(2) 支 出

イ. 人 件 費

(単位: 千円)

年 度 区 分	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
給 料									
手 当									
賃 金									
報 酬									
法 定 福 利 費									
退 職 給 付 費									
合 計									
総 人 員									

算出根拠及び対前年度に比し変動のある場合の説明

ロ. 動力費

年 度		(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
項 目	契 約 水 量 (m ³ /日)									
	実 給 水 量 (m ³ /日)									
施 設 名	処 理 水 量 (m ³ /日)									
	契 約 電 力 (kw)									
施 設 名	単 価 (円/kw)									
	料 金 (千円/年)									
施 設 名	消費電力量 (kwh)									
	単 価 (円/kw)									
施 設 名	料 金 (千円/年)									
	電 力 費 計 (千円/年)									
施 設 名	処 理 水 量 (m ³ /日)									
	契 約 電 力 (kw)									
施 設 名	単 価 (円/kw)									
	料 金 (千円/年)									
施 設 名	消費電力量 (kwh)									
	単 価 (円/kw)									
施 設 名	料 金 (千円/年)									
	電 力 費 計 (千円/年)									
合 計 (千円/年)										

- (注) 1 浄水場等の施設ごとに記載すること。
2 電力施設能力、契約水量等に変更があり、契約電力、消費電力量に増減がある場合は、その算出根拠を説明のこと。
3 給水開始事業にあっては、契約電力及び消費電力量の算出根拠を説明のこと。

ハ. 薬品費

(浄水場)

年 度		(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
薬 品 名	項 目									
	処理水量 (m ³ /日)									
薬 品 名	注 入 率 (ppm)									
	注入日数 (日)									
薬 品 名	使 用 量 (t/年)									
	単 価 (円/t)									
薬 品 名	計 (千円/年)									
	注 入 率 (ppm)									
薬 品 名	注入日数 (日)									
	使 用 量 (t/年)									
薬 品 名	単 価 (円/t)									
	計 (千円/年)									
合 計 (千円/年)										

薬品購入単価の算出根拠及び対前年度に比して変動のある場合の説明

- (注) 浄水場ごとに作成のこと。

二. 修 繕 費

(単位: 千円)

年 度 項 目	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
対 象 資 産									
建 物									
()									
構 築 物									
()									
機 械 及 び 装 置									
()									
車 両 運 搬 具									
()									
工具, 器具, 備品									
()									
そ の 他									
()									
*対象資産総額									
* ()									
合 計									
経費係数の算出根拠及び対前年度に比し変動のある場合の説明									

- (注) 1 「対象資産」の項目別の上段には、取得価額を記入すること。
 下段()内には、項目別の標準的経費係数を掲載し、各年度欄には、取得価額に係数を乗じて算出した修繕費を記入すること。
 対象資産の施設部門別区分が上記の表によらない場合は、上記の表を参考にして別途作成すること。
 2 対象資産総額に経費係数を乗じる場合には、*の欄に記入すること。
 3 個別施設ごとの費用を積み上げて修繕費を算出する場合には、過去3年間の実績内訳と料金算定期間内の内訳を提出すること。
 4 経費係数算出の表を添付すること。

ホ. 受 水 費

(単位: 千円)

年 度 項 目	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
受 水 費									

- (注) 受水先事業者の名称、受水量と単価(円/㎡)を備考欄に記入すること。

ヘ. 負 担 金

(単位: 千円)

年 度 項 目	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
ダ ム 負 担 金									施 設 名 負 担 率 支払条件
共同施設負担金									施 設 名 負 担 率 支払条件
合 計									

- (注) 負担割合を証する協定書、覚書等の写しを提出すること。

ト. その他の維持管理費

(単位: 千円)

年 度 項 目	(前々年度)	(前年度見込み)						算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
その他の維持管理費									
対前年度に比し変動のある場合の説明									

- (注) 主たる内訳を添付すること。(委託料の内訳を含む)

チ、減価償却費

個別償却・定額法（採用しているものを○で囲むこと。）

(年度別実償却総表)

(単位：千円)

(年度別実価増減表)		(単位: 千円)						(単位: 千円)	
年 度		(前々年度)	(前年度見込み)					算定期間合計 (年度～ 年度)	備 考
有形固定資産	建 物								
	構 築 物								
	配 管								
	機 械 及 び 装 置								
	車 両 運 搬 具								
	工具・器具・備品								
	そ の 他								
	小 計								
無 形 固 定 資 産									
計									

(年度以降)

(単位：千円)

年 度		取得価額	減価償却対象額	耐用年数	当年度償却額	備 考
有形 固定 資産	建 物					
	構 築 物					
	配 管					
	機 械 及 び 装 置					
	車 両 運 搬 具					
	工具・器具・備品					
	そ の 他					
	小 計					
無 形 固 定 資 産					—	
計						

(注) 算定期間の各年度ごとに記入のこと。ただし、算定期間内に減価償却費の変動がない場合は、別業にしくてもよい。

リ、企業債償還金

(単位：千円)

[illegible]

(注) 料金改定前2年度、算定期間の各年度及び算定期間の翌年度から5年間以上について記入すること。

又、借入金返還金

(単位：千円)

[illegible]

(注) 1 資金区分は、資金の借入先が異なるものごとに記入すること。

2 料金改定前2年度、算定期間の各年度及び算定期間の翌年度から5年間以上について、記入すること。

タ. 配 当 金

(単位：千円)

年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	算定期間合計 (年度～ 年度)
項 目	(前々年度)	(前年度見込み)							
配 当 金									
算出根拠及び対前年度に比し変動のある場合の説明									

(3) 控除項目

(単位：千円)

項 目	算 定 期 間 の 額
超 過 料 金	
他 会 計 補 助 金	
長期前受金戻入	
そ の 他 収 入	
合 計	

7. 受水企業関係（及び、議会）

(1) 受水企業への説明状況、受水企業の意見等

((2) 議会の会期、事前説明及び審議日程)